## 簡易専用水道施設の維持管理について

簡易専用水道の設置者は次の項目について、その施設を維持管理する必要があります。

## 1 管理基準

簡易専用水道の設置者は、次の基準に従って、その水道施設を管理しなければなりません。

- ・ 水槽の掃除を1回/年以上定期に行うこと。
- ・ 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
- ・ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準 に関する省令の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。
- ・ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知つたときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を 使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

## 2 検査

簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の管理について、1回/年以上、簡易専用水道検査機関の検査を受ける必要があります。

なお、簡易専用水道検査機関は環境省のホームページで確認できます。